

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7.土木費	事業名	3.勝田台・長熊線整備費		
項	3.都市計画費	細事業名			
目	3.街路事業費	担当課・係	志津霊園対策室	(執行課: 志津霊園対策室)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	財産収入	繰入金							一般財源
要求額	27,372	36,614	要 求	1,546	25,826							9,242
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	多彩なふれあいが広がるまちづくり/生活基盤が充実したまちづくり/市内の東西を横断する勝田台・長熊線(志津霊園)						
	〔道路開通に関する業務〕	施策体系コード	05-02-01-10-50			事業番号	209-1		
	都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)建設に係る墳墓等の移転補償及びそれに関連する諸問題の解決	総事業費	629,695千円			事業期間	平成18年度～平成22年度		
	墓地移転に必要となる移転代替地の造成及び現在の墓地の移転補償費算定調査を完了させ、本昌寺との最終的な合意に向けた課題を明確にしていく。	年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	(根拠法令)都市計画法・宗教法人法、墓地埋葬法		4,230	28,516	4,091	326,571	266,287		

(事業実施に関する根拠法令)
 地方自治法、都市計画法、宗教法人法、墓地埋葬等に関する法律
 憲法、民法、民事訴訟法、民事調停法、民事執行法

< 事業に関する説明 >

<p>(事業の説明)</p> <p>道路の開通に関し、本昌寺墓地移転に係る補償費の算定後、弁護士と連携しつつ同寺との最終的な合意に向けた交渉を進める。また、未買収事業用地についても志津霊園5か寺との取得交渉を進める。</p> <p>また、損害の回復に関しては、債務者法人への債権保全手続を前年度に引き続き行うとともに、他の債務者に対しては民事執行手続等の可否を検討して、状況により執行等に着手する。</p>	<p>(事業の目的)</p> <p>佐倉市を東西に横断して国道16号と国道51号とを結び、主要幹線道路となっている勝田台・長熊線の全線開通を目指し、未開通部分である志津霊園関連区間の早期開通を図る。</p>	<p>(事業の効果)</p> <p>都市計画道路勝田台・長熊線(志津霊園関連区間)が志津霊園本昌寺墓地移転等により開通すれば、都市間交通の円滑化による社会経済活動の活性化が図れるものと想定される。また、国道296号の混雑緩和と、志津地区周辺の生活道路からの通過交通排除が行え、地区の安全性向上につながる。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p> <p>過去に佐倉市は補償金を支出したが、その補償金は目的外に使用され、また使途不明金の発生に至ったため移転事業が頓挫した。今後、移転事業を進めるためには、過去に支出した補償金について整理し、支出(移転代替地造成費用、墓地使用者補償費用等)について、市民の理解を得ていく必要がある。また、未買収地(約237㎡)の取得に向けて、過去に締結した協定書の見直しを含め、志津霊園5か寺との交渉を進める必要がある。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p> <p>交渉が中断していた本昌寺については交渉が再開され、他の志津霊園4か寺についても交渉を開始した。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p> <p>本昌寺との最終的な合意関連の補償費等については、合意時又は合意以後に、他の補償費等については、その額が算定され次第、それぞれ予算化する予定。</p>